岐阜県公報

号外 (三)　平成二十七年十二月二十八日

目　次

規　則

○岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則　（保健医療課）　ページ 一

規　則

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

岐阜県知事　古　田　肇

岐阜県規則第百三十号

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和六十三年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記第四十号の二様式中

「

フリガナ			
氏　名	姓	名	㊞
現住所			
アパート等			
電話番号			

」を

「

フリガナ			
氏　名	姓	名	
現住所			
アパート等			
電話番号			
生年月日	1明治　2大正　3昭和　4平成		

」

岐阜県公報　号外　毎週（火曜日金曜日）発行（休日に当たるときは翌日）　平成二十七年十二月二十八日

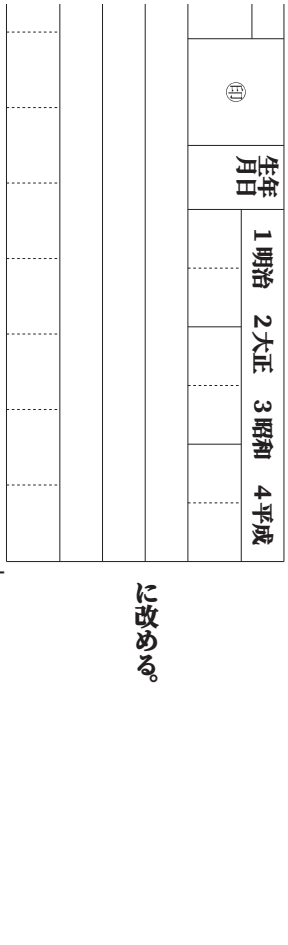

別記第四十三号様式を次のように改める。

第43号様式（第31条関係）

精神障害者保健福祉手帳交付台帳

手帳交付番号	氏名	生年月日	個人番号	現住所	障害等級	交付年月日	有効期限（更新）	通院医療費受給者番号	通院医療の医療機関	保健所	備考

別記第四十四号様式中

「申請者　氏　名　　印　を　「申請者　氏　名
住　所　　住　所
現行の手帳番号　」　　個人番号
現行の
印
に改める。

号

手帳番号

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

平成二十七年十二月二十八日発行

発行者　岐阜県

岐阜市薮田南二丁目一番一号

発行所　岐阜県庁

編集　岐阜市三輪ぷりんとぴあ十三―一　岐阜文芸社